ご案内

学生納付特例制度を受けている皆さんへ

20歳以上の学生で、収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は毎年度申請が必要です。4月以降も同制度の利用を希望する方は、再度申請して下さい。

※学生でない30歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

問保険年金課☎724・2127 FAX050・3101・5154

国民健康保険・後期高齢者医療保険 入院時の食事代を見直します

国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、4月1日から入院時の食事代が見直されます。

一食あたりの負担額は世帯の所得に応じて決まっています。今回の改正で、一般所得区分に該当する方の食事代が段階的に引き上げられ、4月1日から360円、2018年4月1日からは460円に変更となります。

※指定難病医療券をお持ちの方の負担額は、260円に据え置かれます。

※精神病床に入院している方の負担額は、入院時期や、合併症等で他の病床に移動したり、他の保険医療機関に再入院するなど、一定要件を満たす場合は、260円に据え置かれます。

※住民税非課税世帯の方の負担額は変更ありません。

問国民健康保険の方＝保険年金課保険給付係☎724・2130、後期高齢者医療保険の方＝保険年金課高齢者医療係☎724・2144 FAX050・3101・5154

4月1日から始まります 固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2016年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月1日から実施します。

【縦覧及び課税台帳（名寄帳）閲覧制度】

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額（税額の記載は無し）が記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供するものです。

また、課税台帳の閲覧制度とは、納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己の資産に対する課税内容を具体的に確認するためのものです。

○縦覧、閲覧ができる方

①納税者、その同居の親族及び納税管理人（同居でも別世帯の方は、委任状が必要）

②代理人（納税者が自署、捺印〔法人の場合は、代表者印を押印〕した委任状または代理人選任届をお持ちの方）

○本人確認書類が必要です

書類の種類に応じ、次に示す1点または2点の書類をお持ち下さい。

①官公署が発行した写真付きの書類1点（運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード〔個人番号カード〕等）

②右記の書類がない場合は、次の書類

※組み合わせは、（イ）で2点または、（イ）と（ロ）で各1点ずつ

（イ）官公署が発行した写真無しの書類（健康保険証、介護保険証、年金手帳及び証書、写真無しの住民基本台帳カード、納税通知書等）

（ロ）その他（法人が発行した写真付きの身分証明書等）

縦覧期間 4月1日㈮～5月31日㈫の午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝休日を除く）

閲覧期間 4月1日㈮～5月31日㈫の午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝休日を除く）

場資産税課（市庁舎2階）

※縦覧時には、土地・家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行えません（手書きによる転記は可）。

※閲覧は、納税義務者単位の申請となります。

問資産税課☎724・2116、2118 FAX050・3085・6094

【納税義務者以外の方への課税台帳閲覧制度】

土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）及び固定資産の処分をする権利を有する方は、権利の対象となる資産について課税台帳が閲覧できます。

閲覧期間 4月1日㈮からの午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝休日を除く）

場市民税課税務証明窓口（市庁舎2階）

※本人確認ができる書類等と、権利を有する資産を特定するための書類（賃貸借契約書、賃借権の権利人が記載されている登記簿謄本等）をお持ち下さい。

費1件300円

問市民税課諸税証明係☎724・2874 FAX050・3085・6084

【固定資産税の評価額に不服がある場合】

縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者は、4月1日から納税通知書を受け取った日以後3か月以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

ただし、2016年度は基準年度（2015年度）でないため、地目の変換、形質変更、家屋の増築などの事情により価格が変わった場合や土地価格の下落修正があった場合のみ審査の申し出ができます。

問法制課☎724・2506 FAX050・3085・4992

お送りしました 浄化槽清掃事業補助 委任状（清掃補助券）

市では、公共下水道が供用開始されていない地域等で、一般住宅などに設置されている浄化槽を管理している方に、清掃費用の一部を年度内に1回補助しています。

該当する方に、清掃事業補助委任状（清掃補助券）を4月1日前後に届くようにお送りしました。

※建売住宅・中古住宅を購入した方で、浄化槽の名義変更をしていない方は、下水道整備課（☎724・4306 FAX050・3161・6537）へお問い合わせ下さい。

市民協働フェスティバル「まちカフェ！」実行委員会準備会

12月4日㈰に開催する市民協働フェスティバル「まちカフェ！」で企画・運営を行う、まちカフェ！実行委員会の設立に先立ち、実行委員会準備会を開催します。

出展を考えている団体、市民協働フェスティバル「まちカフェ！」の企画・運営に関わりたい方、当日ボランティアでの参加を希望する方は、ご出席下さい。

※市民協働フェスティバル「まちカフェ！」は、町田市を中心に活躍する町内会・自治会やNPO法人、ボランティア団体、地域貢献団体などが一堂に集うイベントです。昨年度開催の様子は、町田市ホームページでご覧いただけます。

日4月28日㈭午後6時30分～8時

場災害対策本部室（市庁舎3階）

申4月25日までに電話でイベントダイヤル（☎724・5656）へ。

問市民協働推進課☎724・4362 FAX050・3085・6517

後期高齢者医療保険料が改定されました

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しがあります。医療費の総額と1人あたりの医療費が、いずれも今後さらに増加することが見込まれるため、東京都後期高齢者医療広域連合では、今年度、均等割額・所得割額を図1のとおり改定しました（医療費の負担の内訳は図2を参照）。

図1　2016・2017年度の保険料率　（　）は、2014・2015年度

均等割額		所得割額			年間保険料
被保険者1人あたり 4万2400円（4万2200円）	＋	賦課のもとになる所得金額※	×	9.07%（8.98%）	＝ 上限額57万円（57万円）

※賦課のもとになる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

図2　医療費の負担の内訳

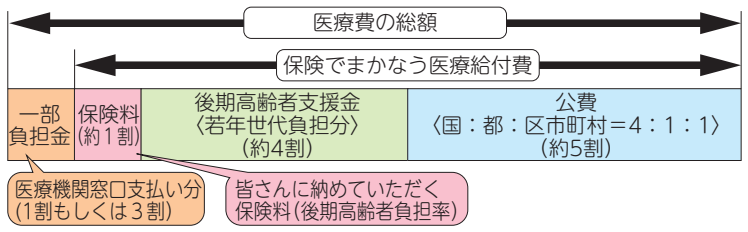

保険料の軽減

所得に応じて保険料が軽減されます（軽減には住民税の申告をはじめ所得の申告等が必要）。

○均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます（表1）。

○所得割額の軽減

公的年金の一般的な収入が211万円（賦課のもとになる所得金額が58万円）までの所得階層の方を対象に、保険料の所得割額が軽減されます（表2参照）。

なお、これらに伴う財源の一部は区市町村が負担しています。

○被扶養者だった方の特例

後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減となり、所得割額はかかりません。

※2016年度の保険料の納入通知書は、7月中旬にお送りします。

表1　均等割額の軽減の概要

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割	4240円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6360円
33万円＋（26万5000円×被保険者の数）以下	5割	2万1200円
33万円＋（48万円×被保険者の数）以下	2割	3万3920円

※65歳以上（2016年1月1日現在）の方の公的年金所得については、その所得から更に高齢者特別控除（15万円）を差し引いた額で判定します。

表2　所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	年金収入基準（公的年金のみの場合）
15万円以下	100%※	168万円以下
20万円以下	75%※	173万円以下
58万円以下	50%	211万円以下

※は、東京都広域連合独自の軽減措置です。

問制度について＝広域連合お問い合わせセンター☎0570・086・519（IP電話、PHSの方は☎03・3222・4496）FAX0570・086・075、保険料の支払い方法や個人情報を含むもの（個別の保険料の算定基準等）＝町田市保険年金課高齢者医療係☎724・2144 FAX050・3101・5154